

東京農工大学学位規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第3条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)、生物システム応用科学府の一貫制博士課程又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)を修了した者に授与する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(学位記の様式)</p> <p>第23条 学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位記の様式は、別表1から別表15までのとおりとする。</p> <p>2 学則第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。</p> <p>別表1～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第3条</p> <p>1～3</p> <p>4 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)、生物システム応用科学府の一貫制博士課程又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程(以下「連合農学研究科の博士課程」という。)を修了した者に授与する。</p> <p>5～6</p> <p>(学位記の様式)</p> <p>第23条 学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位記の様式は、別表1から別表10までのとおりとする。</p> <p>2 学則第71条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。</p> <p>別表1～5 (略)</p> <p>別表6(第23条関係)</p> <p><u>第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式(第23条第2項の規定に基づく場合)</u></p>	

別表6 (第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式 (第23条第2項の規定に基づく場合)

学位記	氏名	生年月日	(配置大学○○大学)
授与する	博士課程を修了したので博士(○○)の学位を	授与する	「博士課程教育リーディングプログラム」の教育課程を修了した
東京農工大学長	氏名	印	博○甲第 号
年	月	日	

備考 連合農学研究科を修了した場合には、配置大学を記入する。

別表6(第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式

(表は省略)

別表7(第23条関係)

別表7(第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式

(表は省略)

別表8(第23条関係)

<p>第3条第5項の規定により授与する博士の学位記の様式 (表は省略)</p> <p>別表8(第23条関係)</p> <p>第3条第5項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式 (表は省略)</p> <p>別表9(第23条関係)</p> <p>第3条第6項の規定により授与する技術経営修士の学位記の様式 (表は省略)</p>	<p>第3条第5項の規定により授与する博士の学位記の様式 (表は省略)</p> <p>別表9(第23条関係)</p> <p>第3条第5項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式 (表は省略)</p> <p>別表10(第23条関係)</p> <p>第3条第6項の規定により授与する技術経営修士の学位記の様式 (表は省略)</p>	
--	---	--

附 則(平成28年10月24日教規程第43号)
この規程は、平成28年10月24日から施行する。